

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携を推進し新市場開拓、新製品開発に取り組み相互に付加価値を高める関係を確立する。
- b. 働き方改革に積極的に取り組み、取引先にも制度策定の助言を行う。
- c. 環境負荷の少ない商品やサービスを提供している、もしくは製品開発時に環境配慮に積極的に取り組んでいる企業から、優先的に調達する。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

①ホワイト物流推進

当事業所では、配送業者との協力関係を大切にし、日々の運用においてドライバーの負担軽減とスムーズな集配業務を支える体制整備に努めております。

具体的には、置き配を完全推奨とし、不在時でも集荷物の持ち出しや代引き商品の受け取りが可能な体制を整備しており、配送側に過度な負荷をかけずに対応する姿勢を徹底しています。

このような日常的な配慮を通じて、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に沿った取り組みを実践しており、今後も物流パートナーと相互理解を深めながら、持続可能な物流環境の維持に努めてまいります。

② 事業を通じた相互成長の実現に向けて

事業開始以降、複数の取引先との受注業務を通じて、業務効率・情報共有・品質対応などの実務面での信頼関係の構築に努めてきました。

今後も、各取引先との役割分担を明確にしつつ、継続的に選ばれる存在であり続けるため、成果や改善点を踏まえた柔軟な対応と、協力関係の維持向上を図ってまいります。

令和7年4月19日

四畳半スタジ

代表・尾上洋久

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。